

インターネットバンキング専用定期預金規定

第1条（預金契約の成立）

インターネットバンキング専用定期預金（以下、「この預金」といいます。）は、お客さまからしずおか焼津信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）所定のしんきん個人インターネットバンキングサービス（以下、「個人 I B」といいます。）を利用した預入れの申込を受け、当金庫がこれを承諾したときに契約が成立するものとします。

第2条（利用条件）

1. この預金の預入れは、インターネット回線に接続したパーソナルコンピューターおよびスマートフォン等の情報端末で個人 I Bを利用して、お客さまご自身がご本人名義の指定口座から資金を振り替えることにより行うものとします。（ただし、携帯電話等、情報端末の機種により取扱できない場合があります）
2. この預金の払戻しは、インターネット回線に接続したパーソナルコンピューターおよびスマートフォン等の情報端末で個人 I Bを利用して、お客さまご自身がご本人名義の指定口座へ資金を振り替えることにより行うものとします。（ただし、携帯電話等、情報端末の機種により取扱できない場合があります）
3. この預金は、現金による払戻しや一部の払戻しはできません。
4. この預金は、通帳または証書を発行いたしません。
5. この預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象とすることができません。
6. この預金は、融資、ローン等の担保とすることができません。
7. この預金は、手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。
8. この預金は、個人 I Bの契約を必須とし、個人 I Bを解約する場合には、原則、事前にこの預金を解約するものとします。

第3条（預金の預入れ）

この預金の預入金額は、1口につき1万円以上で、預入単位は1円とします。

第4条（預入期間）

この預金の預入期間は、1か月、3か月、6か月、1年、3年、5年のいずれかとします。

第5条（自動継続）

1. この預金は、満期日に前回と同一の期間のインターネットバンキング専用定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫のホームページに掲載する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第6条（利息）

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および預入日（継続日）における当金庫のホームページに掲載する利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以降この預金とともに支払います。ただし、預入日の3年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以降この預金とともに支払います。

2. この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
3. 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
4. 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

(1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金（※）の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

(2) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金（※）の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(3) 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金（※）の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- ⑦ 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- ⑧ 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(※) 普通預金とは、しずしんインターネット支店を除く当金庫本支店で取扱う普通預金をいいます。

5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第7条（譲渡、質入れ等の禁止）

この預金、預金契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第8条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定のうえ当金庫所定の方法で届出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、しんきん個人インターネットバンキング利用規定のほか、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。

第10条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当金庫のホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

（令和2年8月3日現在）